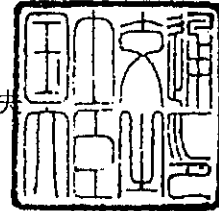


認定書

国住参建第 541 号
令和 5 年 7 月 21 日

アイジー工業株式会社
代表取締役社長 森 安弘 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PC030BE-4122
2. 認定をした構造方法等の名称
吹付け硬質ウレタンフォーム充てん／ポリイソシアヌレートフォーム裏張
鋼板・下張材 [木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板又はせっ
こうボード] 表張／せっこうボード裏張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名

吹付け硬質ウレタンフォーム充てん／ポリイソシアヌレートフォーム裏張鋼板・下張材 [木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板又はせっこうボード] 表張／せっこうボード裏張／木製軸組造外壁

2. 寸法等

- 1) 壁高さ、壁幅：構造計算等で構造安全性が確認できる寸法とする。
- 2) 壁厚さ：153.5 mm以上
- 3) 柱・間柱間隔：500 mm以下

3. 材料構成

1) 主構成材料

項目	仕様
柱 (荷重支持部材)	①材料：次のいずれか一仕様とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本農林規格に適合する針葉樹の構造用製材 ・日本農林規格に適合する針葉樹の構造用集成材 ・日本農林規格に適合する構造用単板積層材 ・平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ②断面寸法 (mm)：105×105 以上 ③密度 (g/cm ³)：0.38±0.08 以上
間柱	①材料：次のいずれか一仕様とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本農林規格に適合する針葉樹の製材 ・日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 ・日本農林規格に適合する単板積層材 ・日本農林規格に適合する枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 ・平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ②断面寸法 (mm)：27×105 以上

つづく

1) 主構成材料のつづき

項 目	仕 様												
<p>外装材</p> <p>断面形状については、外装材断面形状図に示す。</p>	<p>①寸法 (mm)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全幅：働き幅+34 以上 ・働き幅：396 以下 ・厚さ：15 ・最小厚さ：8.5 以上 ・各部寸法許容差：±2 <p>②形状：平板</p> <p>③断面欠損率 (%)：20 以下</p>												
<p>表面材</p>	<p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322 (材質)) ・塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318 (材質)) ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312 (材質)) ・溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321 (材質)) ・溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317 (材質)) ・溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302 (材質)) ・塗装/亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697 (材質)) ・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313 (材質)) ・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313 (材質)) に塗装した材料 ・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) ・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) に塗装した材料 ・塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320 (材質)) (フェライト系に限る) ・熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304 (材質)) (フェライト系に限る) ・冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305 (材質)) (フェライト系に限る) <p>②塗装の有機質量 (g/m²)：両面合計 65 以下</p> <p>③厚さ (mm)：0.35 以上</p> <p>④表面形状：平滑又はエンボス (エンボス深さ 1 mm 以下)</p>												
<p>芯材</p>	<p>①材料：ポリイソシアヌレートフォーム</p> <p>②厚さ (mm)：外装材の厚さから表面材と裏面材の厚さを減じた厚さ (但し、溝部を除く)</p> <p>③密度 (kg/m³)：38±5</p> <p>④イソシアネート指数：270</p> <p>⑤標準組成 (質量%)：</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">ポリイソシアネート</td> <td style="padding-left: 20px;">60±6</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">ポリエーテル系ポリオール</td> <td style="padding-left: 20px;">6±3</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">ポリエステル系ポリオール</td> <td style="padding-left: 20px;">24±4</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">難燃剤 (りん・ハロゲン系)</td> <td style="padding-left: 20px;">6±2</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">三量化触媒、整泡剤等</td> <td style="padding-left: 20px;">4±3</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">発泡剤 (HF0 系)</td> <td style="padding-left: 20px;">9.7±3 (外割)</td> </tr> </table> <p>⑥芯材・裏面材を取り除いても良い範囲：15mm 以下</p>	ポリイソシアネート	60±6	ポリエーテル系ポリオール	6±3	ポリエステル系ポリオール	24±4	難燃剤 (りん・ハロゲン系)	6±2	三量化触媒、整泡剤等	4±3	発泡剤 (HF0 系)	9.7±3 (外割)
ポリイソシアネート	60±6												
ポリエーテル系ポリオール	6±3												
ポリエステル系ポリオール	24±4												
難燃剤 (りん・ハロゲン系)	6±2												
三量化触媒、整泡剤等	4±3												
発泡剤 (HF0 系)	9.7±3 (外割)												
<p>裏面材</p>	<p>(1)～(2)のいずれか一仕様とする。</p> <p>(1)紙系</p> <p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はり合わせアルミニウムはく ・アルミラミネート加工紙 <p>②厚さ (mm)：0.22±0.2 以上</p> <p>③有機質量 (g/m²)：100 以下</p>												

注) HF0：ハイドロフルオロオレフィン

つづく

1)主構成材料のつづき

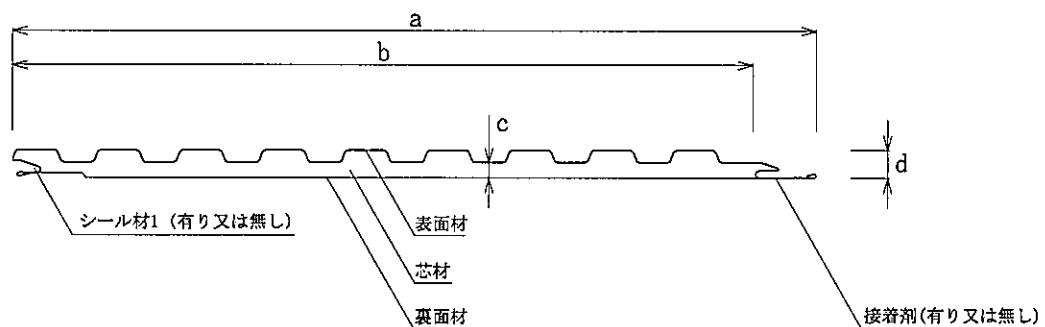
項目	仕様
外装材のつづき 裏面材のつづき	(2)鋼板系 ①材料：次のいずれか一仕様とする。 ・塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322(材質)) ・塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3318(材質)) ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312(材質)) ・溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321(材質)) ・溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317(材質)) ・溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302(材質)) ・塗装/亜鉛めっき鋼板(国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697(材質)) ・電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313(材質)) ・電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313(材質))に塗装した材料 ・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323(材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) ・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323(材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070)に塗装した材料 ・塗装ステンレス鋼板(JIS G 3320(材質))(フェライト系に限る) ・熱間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4304(材質))(フェライト系に限る) ・冷間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4305(材質))(フェライト系に限る) ②塗装の有機質量 (g/m ²)：両面合計 65 以下 ③厚さ (mm)：0.13 以上 ④表面形状：平滑又はエンボス(エンボス深さ 1mm以下)
シール材 1	①材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・ポリウレタン系 ・アクリル系 ・アクリルウレタン系 ・アクリルシリコーン系 ・ポリサルファイド系 ・変成ポリサルファイド系 ・変成シリコーン系 ・エポキシ変成シリコーン系 ・ポリイソブチレン系 ・シリコーン系 ・ブチルゴム系 ・シリル化アクリレート系 ・シリコーン系マスチック ・油性コーキング材 ・ポリエチレン系 ・合成ゴム系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・エチレン酢酸ビニル共重合体系 ・ポリアミド系 ・ポリオレフィン系 ・無し
接着剤	①材質：次のいずれか一仕様とする。 ・ホットメルト系 ・無し ②使用量 (g/m)：5 以下

つづく

外装材断面形状図

単位：mm

外装材の寸法



a : 全幅 : $b + 34$ 以上

b : 働き幅 : 396以下

c : 断面欠損部最低厚さ : 8.5以上 (但し、合いじゃくり部を除く)

d : 厚さ : 15

断面欠損率 (%) : 20以下

(断面欠損率の計算方法)

断面欠損率 (%) = $\frac{\text{働き幅内における厚さ15以下の断面欠損部面積}}{(15 \times \text{働き幅})} \times 100$

1) 主構成材料のつづき

項 目	仕 様
下張材	<p>(1)～(4)のいずれか一仕様とする。</p> <p>(1)木質系ボード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造用合板(日本農林規格に適合するもの) 厚さ (mm) : 9 以上 ・構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) 厚さ (mm) : 9 以上 ・パーティクルボード(JIS A 5908) 厚さ (mm) : 9 以上 ・ミディアムデンシティファイバーボード(JIS A 5905) 厚さ (mm) : 9以上 密度 (g/cm³) : 0.70±0.05以上 ・シーリングボード(JIS A 5905) 厚さ (mm) : 12以上 密度 (g/cm³) : 0.33±0.03～0.42±0.03 ・直交集成板 (日本農林規格に適合するもの) 厚さ (mm) : 36以上 ・単板積層材(日本農林規格に適合するもの) 厚さ (mm) : 21以上 <p>(2)セメント板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質系セメント板(JIS A 5404) 厚さ (mm) : 9 以上 ・パルプセメント板(JIS A 5414) 厚さ (mm) : 9 以上 ・繊維強化セメント板(JIS A 5430) 厚さ (mm) : 9 以上 ・両面アクリル樹脂系塗装/パルプけい酸質混入セメント板 (国土交通大臣認定準不燃材料 : QM-0457) 厚さ (mm) : 9 以上 ・繊維混入けい酸カルシウム板 (国土交通大臣認定不燃材料 : NM-8578) 厚さ (mm) : 9 以上 <p>(3)火山性ガラス質複層板(JIS A 5440)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ (mm) : 9 以上

つづく

1) 主構成材料のつづき

項目	仕様
下張材のつづき	<p>(4) せっこうボード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ せっこうボード (JIS A 6901) 厚さ (mm) : 9.5以上 ・ 強化せっこうボード (JIS A 6901) 厚さ (mm) : 12.5以上 ・ 両面ボード用原紙張/せっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料 : NM-4127) 厚さ (mm) : 9.5以上 ・ ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 (国土交通大臣認定準不燃材料 : QM-0954-1) 厚さ (mm) : 9.5以上 ・ ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 (国土交通大臣認定準不燃材料 : QM-0955-1) 厚さ (mm) : 9.5以上 ・ ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 (国土交通大臣認定難燃材料 : RM-0059) 厚さ (mm) : 9.5以上
充てん断熱材 (吹付け硬質ウレタンフォーム)	<p>①材料 : (1)~(2)のいずれか一仕様とする。</p> <p>(1) 吹付け硬質ウレタンフォーム ・ 密度 (kg/m³) : 10_{±2}</p> <p>(2) 吹付け硬質ウレタンフォーム ・ 密度 (kg/m³) : 14_{±2}</p> <p>②厚さ (mm) : 95_{±10}</p>
内装材	<p>①材料 : せっこうボード (強化せっこうボード含む) (JIS A 6901)</p> <p>②厚さ (mm) : 12.5以上</p> <p>③端部形状 : 次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベベル ・ テーパー ・ スクエア

2) 副構成材料

項目	仕様
胴縁	<p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本農林規格に適合する針葉樹の製材 ・日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 ・日本農林規格に適合する単板積層材 ・日本農林規格に適合する枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 ・日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 <p>②断面寸法 (mm)：12×40以上(外装材横目地部は2本並べ又は12×80以上)</p> <p>③間隔 (mm)：500以下</p>
防水紙	<p>①材料：1)～9)のいずれか一仕様又は組合せとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)透湿防水シート(JIS A 6111) 2)アスファルトフェルト430(JIS A 6005) 3)アスファルトフェルト(単位面積質量430g/m²未満の製品) 4)プラスチックシート 材質：次のいずれか一仕様とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・飽和ポリエステル ・ポリプロピレン ・ポリエステル ・ポリ塩化ビニル ・ABS(アクリロニトリル-ブタジエンスチレン)樹脂 ・ポリエチレン ・ポリスチレン ・ポリプロピレン・ポリエチレン共重合体 5)オレフィンシート 6)オレフィンシート+高分子吸収体(吸水ポリマー、メチルセルロース) 7)アルミニウム蒸着オレフィンシート 8)アルミ箔張りオレフィンシート 9)無し <p>②質量 (g/m²) 又は枚数</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)、4)～6)：760以下 3)、7)、8)：860未満 2)：1枚又は重張

つづく

2) 副構成材料のつづき

項目	仕様
当て木	<p>①材料：1)～6)のいずれか一仕様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 2) 日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 3) 日本農林規格に適合する単板積層材 4) 日本農林規格に適合する枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 6) 無し <p>②断面寸法 (mm)： 1)～5) 20×20 以上</p>
防湿材	<p>①材料：1)～10)のいずれか一仕様又は組合せとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 住宅用プラスチック系防湿フィルム (JIS A 6930) 2) 包装用ポリエチレンフィルム (JIS Z 1702) 3) 農業用ポリエチレンフィルム (JIS K 6781) 4) ポリエチレンシート 5) ポリプロピレンシート 6) アルミニウム蒸着ポリエチレンシート 7) アルミニウム蒸着ポリプロピレンシート 8) アルミニウムガラスクロス 9) アルミニウム箔 10) 無し <p>②厚さ (mm) 及び質量 (g/m²)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)～5) 厚さ：0.2 ±0.02 以下 単位面積質量(有機質量)：200 ±20 以下 6)～9) 厚さ：1.0 ±0.1 以下 単位面積質量(有機質量)：200 ±20 以下

つづく

2) 副構成材料のつづき

項目	仕様
留め具 外装材用	<p>・留め付け方法：実部打ち、共打ちのいずれかを必須とし、脳天打ちは必要に応じて併用する。</p> <p>[実部打ち用]</p> <p>①材料及び寸法 (mm)：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くぎ：φ1.70×L25 (N25) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ：φ1.70×L25 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) <p>材質：鉄製又はステンレス鋼製</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねじ：φ1.70×L25 以上 <p>材質：鋼製又はステンレス鋼製</p> <p>②間隔 (mm)：396 以下</p> <p>[共打ち用]</p> <p>①材料及び寸法 (mm)：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くぎ：φ2.15×L38 (N38) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ：φ2.15×L38 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) <p>材質：鉄製又はステンレス鋼製</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねじ：φ2.15×L38 以上 <p>材質：鋼製又はステンレス鋼製</p> <p>②間隔 (mm)：396 以下</p> <p>[脳天打ち用]</p> <p>①材料及び寸法 (mm)：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くぎ：φ1.6×L25 (N25) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ：φ1.6×L25 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) <p>材質：鉄製又はステンレス鋼製</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねじ：φ1.6×L25 以上 <p>材質：鋼製又はステンレス鋼製</p>

つづく

2) 副構成材料のつづき

項目	仕様
留め具のつづき 下張材用	①材料及び寸法 (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・くぎ : $\phi 1.70 \times L25$ (N25) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ : $\phi 1.70 \times L25$ 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) 材質 : 鉄製又はステンレス鋼製 ・ねじ : $\phi 1.70 \times L25$ 以上 材質 : 鋼製又はステンレス鋼製 ②間隔 (mm) : 外周部 200 以下、中間部 200 以下
内装材用	①材料及び寸法 (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・くぎ : $\phi 1.90 \times L32$ (N32) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ : $\phi 1.90 \times L32$ 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) 材質 : 鉄製又はステンレス鋼製 ・ねじ : $\phi 1.90 \times L25$ 以上 材質 : 鋼製又はステンレス鋼製 ②間隔 (mm) : 外周部 200 以下、中間部 200 以下
胴縁用	①材料及び寸法 (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・くぎ : $\phi 2.45 \times L45$ (N45) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ : $\phi 2.45 \times L45$ 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) 材質 : 鉄製又はステンレス鋼製 ・ねじ : $\phi 2.45 \times L45$ 以上 材質 : 鋼製又はステンレス鋼製 ②間隔 (mm) : 500 以下
防水紙用	①材料 : 次のいずれか一仕様又は組合せとする。 1) テープ 材質 : 次のいずれか一仕様とする。 ・ブチル系 ・ゴムアス系 ・アクリル系 ・ポリエステル系 ・塩化ビニル系 ・アスファルト系 ・EPDM系 (エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・グラスファイバー系 2) タッピンねじ 材質 : 鋼製又はステンレス鋼製 寸法 (mm) : $\phi 3.0 \times L10$ 以上 3) 造作用接着剤 (JIS A 5549) 4) 無し ②質量及び間隔 (mm) : 30g/m 以下、455 以上 又は 77g/m ² 以下 (2) を除く)
当て木用 (当て木を使用する場合)	①材料及び寸法 (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・くぎ : $\phi 1.90 \times L32$ (N32) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ : $\phi 1.90 \times L32$ 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) 材質 : 鉄製又はステンレス鋼製 ・ねじ : $\phi 1.90 \times L32$ 以上 材質 : 鋼製又はステンレス鋼製
防湿材用	①材料 : 防水紙用と同じ ②質量 (g/m) : 30 以下 (2) を除く)
目地部役物 用	①材料及び寸法 (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・くぎ : $\phi 1.50 \times L19$ (N19) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ : $\phi 1.50 \times L19$ 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) 材質 : 鉄製又はステンレス鋼製 ・ねじ : $\phi 1.50 \times L19$ 以上 材質 : 鋼製又はステンレス鋼製

つづく

2) 副構成材料のつづき

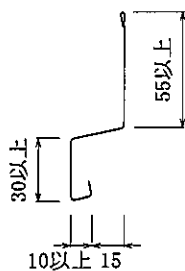
項目	仕様
目地部役物 A	<p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322 (材質)) ・ 塗装溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318 (材質)) ・ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312 (材質)) ・ 溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321 (材質)) ・ 溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317 (材質)) ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302 (材質)) ・ 塗装／亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697 (材質)) ・ 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313 (材質)) ・ 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313 (材質)) に塗装した材料 ・ 溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) ・ 溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) に塗装した材料 ・ 塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320 (材質)) (フェライト系に限る) ・ 熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304 (材質)) (フェライト系に限る) ・ 冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305 (材質)) (フェライト系に限る) <p>②塗装の有機質量 (g/m²)：両面合計 65 以下</p> <p>③厚さ (mm)：0.35 以上</p> <p>④表面形状：平滑又はエンボス (エンボス深さ 1 mm 以下)</p> <p>⑤断面形状：目地部役物 A 図参照</p>
目地部役物 B	<p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322 (材質)) ・ 塗装溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318 (材質)) ・ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312 (材質)) ・ 溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321 (材質)) ・ 溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317 (材質)) ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302 (材質)) ・ 塗装／亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697 (材質)) ・ 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313 (材質)) ・ 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313 (材質)) に塗装した材料 ・ 溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) ・ 溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) に塗装した材料 ・ 塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320 (材質)) (フェライト系に限る) ・ 熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304 (材質)) (フェライト系に限る) ・ 冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305 (材質)) (フェライト系に限る) ・ 無し <p>②塗装の有機質量 (g/m²)：両面合計 65 以下</p> <p>③厚さ (mm)：0.27 以上</p> <p>④表面形状：平滑又はエンボス (エンボス深さ 1 mm 以下)</p> <p>⑤形状例：目地部役物 B 図参照</p>

つづく

目地部役物図

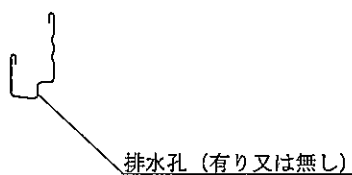
単位：mm

目地部役物A (タイプ1, 2用)



断面詳細図

目地部役物B (タイプ2用) 形状例



断面詳細図

2) 副構成材料のつづき

項 目	仕 様
テープ	①材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・ゴムアス系 ・ブチル系 ・アクリル系 ・ポリエステル系 ・塩化ビニル系 ・アスファルト系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・グラスファイバーテープ ・無し ②質量 (g/m)：200 以下
内装材目地処理材	目地パテ ①材料：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・無し ・せっこう系パテ ・炭酸カルシウム系パテ
	目地テープ ①材料：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・無し ・ガラス繊維 ・ジョイントテープ (JIS A 6914)
シール材 2	①材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・ポリウレタン系 ・アクリル系 ・アクリルウレタン系 ・アクリルシリコーン系 ・ポリサルファイド系 ・変成ポリサルファイド系 ・変成シリコーン系 ・エポキシ変成シリコーン系 ・ポリイソブチレン系 ・シリコーン系 ・ブチルゴム系 ・シリル化アクリレート系 ・シリコーン系マスチック ・油性コーキング材 ・ポリエチレン系 ・合成ゴム系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・エチレン酢酸ビニル共重合体系 ・ポリアミド系 ・ポリオレフィン系 ・無し

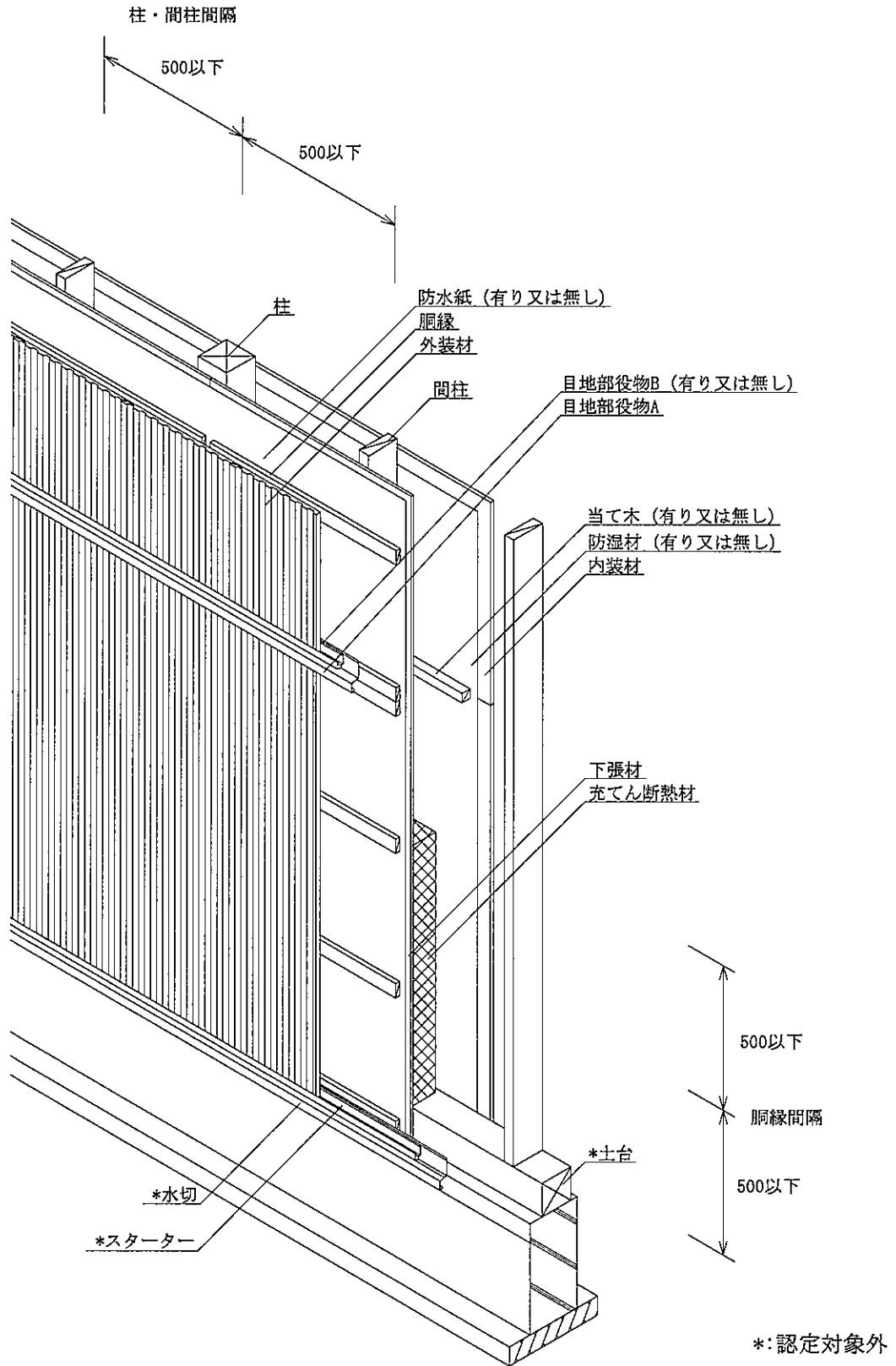
つづく

2) 副構成材料のつづき

項 目	仕 様
目地材	<p>①材質：(1)～(5)のいずれか一仕様とする。</p> <p>(1)無し</p> <p>(2)シーリング目地</p> <p>1)シーリング材の材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリウレタン系 ・アクリル系 ・アクリルウレタン系 ・ポリサルファイド系 ・変成ポリサルファイド系 ・変成シリコーン系 ・ポリイソブチレン系 ・シリコーン系 ・ブチルゴム系 ・シリル化アクリレート系 ・シリコーン系マスチック ・油性コーキング材 ・ポリエチレン系 ・合成ゴム系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) <p>(3)ガスケット目地</p> <p>1)ガスケット材の材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シリコーン系 ・合成ゴム系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・エチレン酢酸ビニル共重合体系 ・クロロプレン系 ・軟質ポリ塩化ビニル系 <p>(4)シーリング+バックアップ材併用目地</p> <p>1)シーリング材の材質：シーリング目地のシーリング材と同じ。</p> <p>2)バックアップ材の材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シリコーン系 ・合成ゴム系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・エチレン酢酸ビニル共重合体系 ・フッ素樹脂系 ・ポリアミド系 ・ポリオレフィン系 ・ポリエチレン系 ・ポリプロピレン系 ・ポリスチレン系 ・シリコーンゴム系 ・クロロプレンゴム系 ・ロックウール系 ・グラスウール系 ・セラミックファイバー系 ・アルカリアースシリケート系(生体溶解性繊維) <p>(5)ガスケット+バックアップ材併用目地</p> <p>1)ガスケット材の材質：ガスケット目地のガスケット材と同じ。</p> <p>2)バックアップ材の材質：シーリング+バックアップ材併用目地のバックアップ材と同じ。</p>

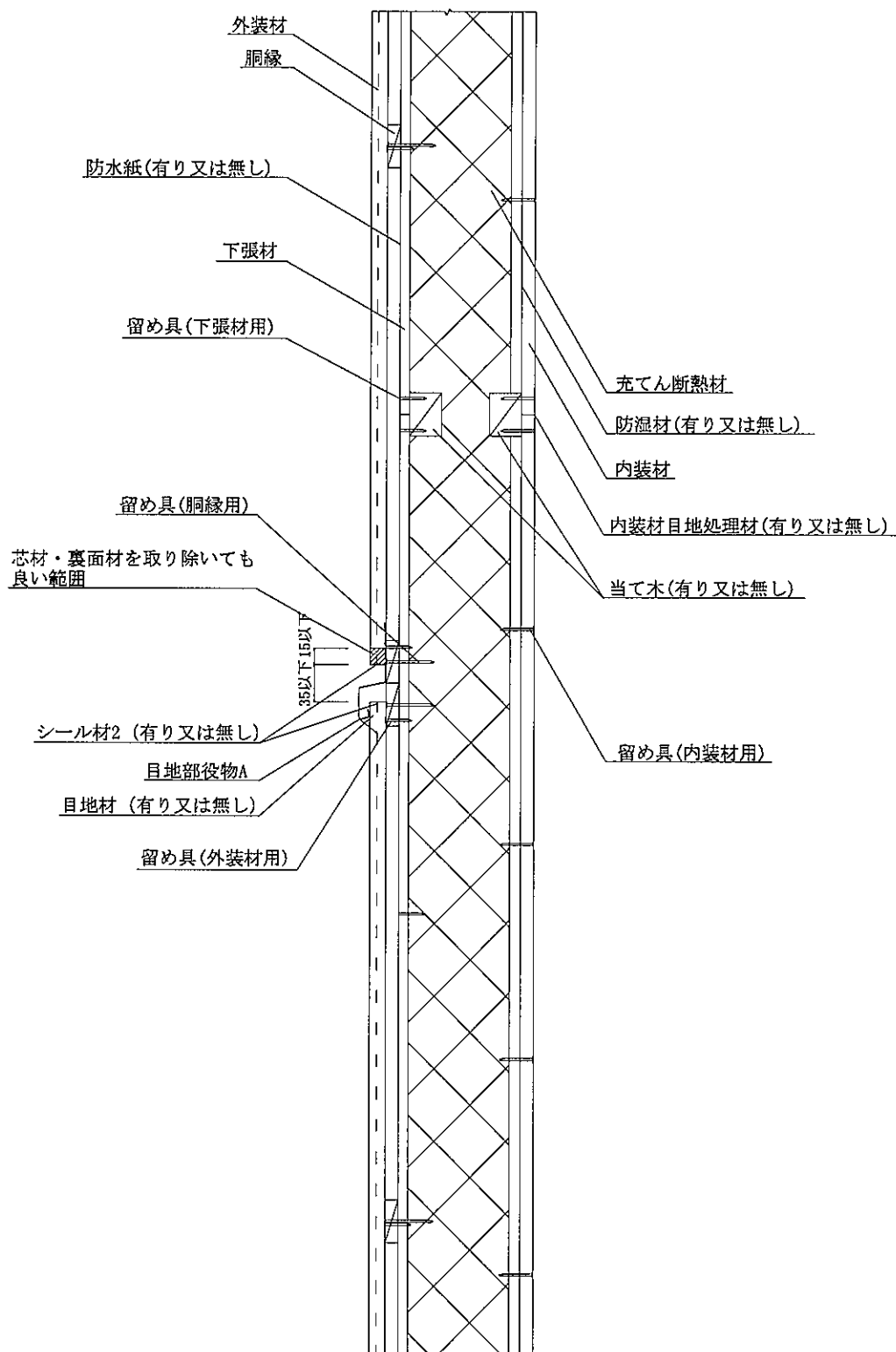
4. 構造説明図

単位：mm



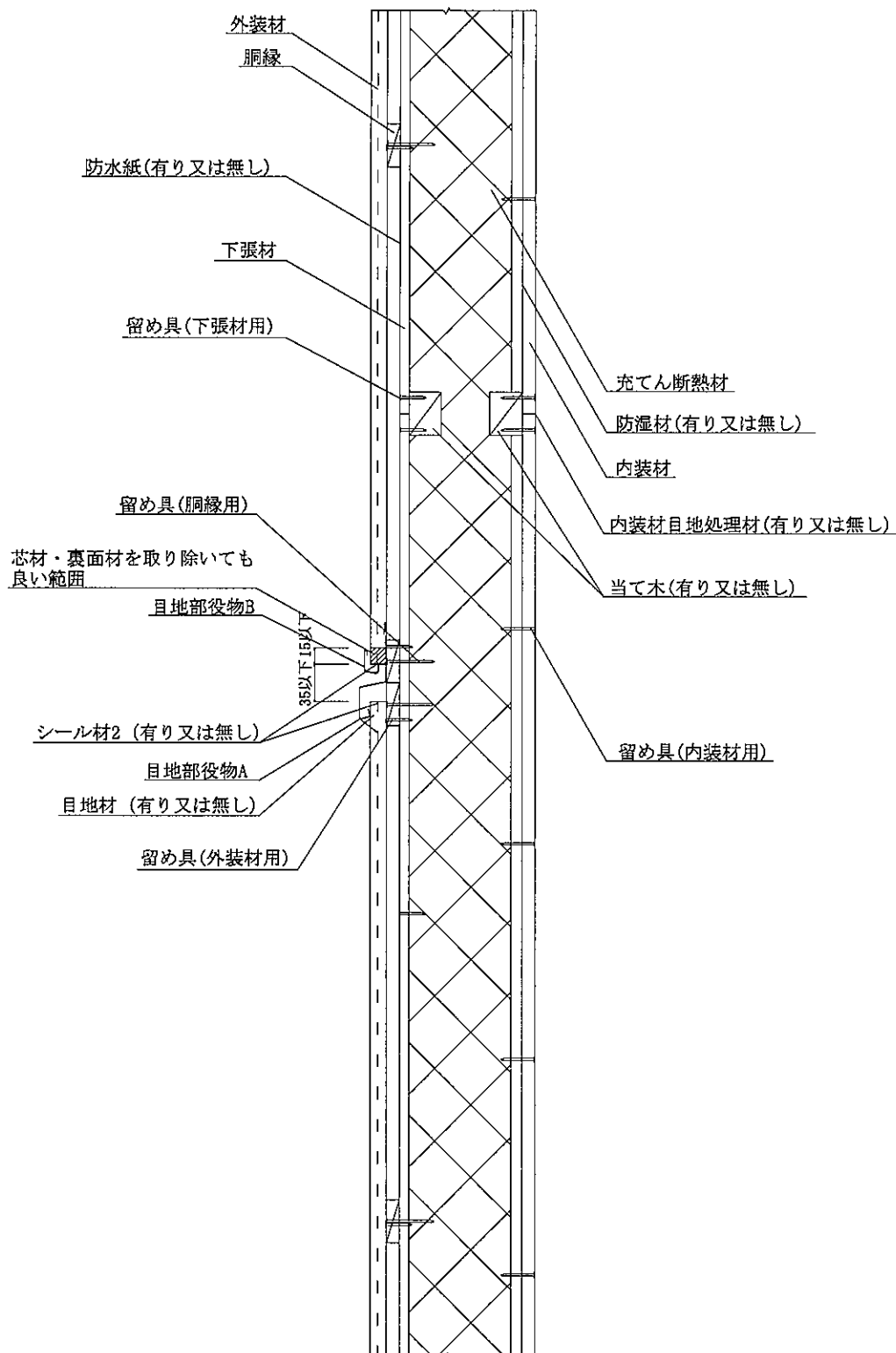
透視図
(別添-15)

タイプ1



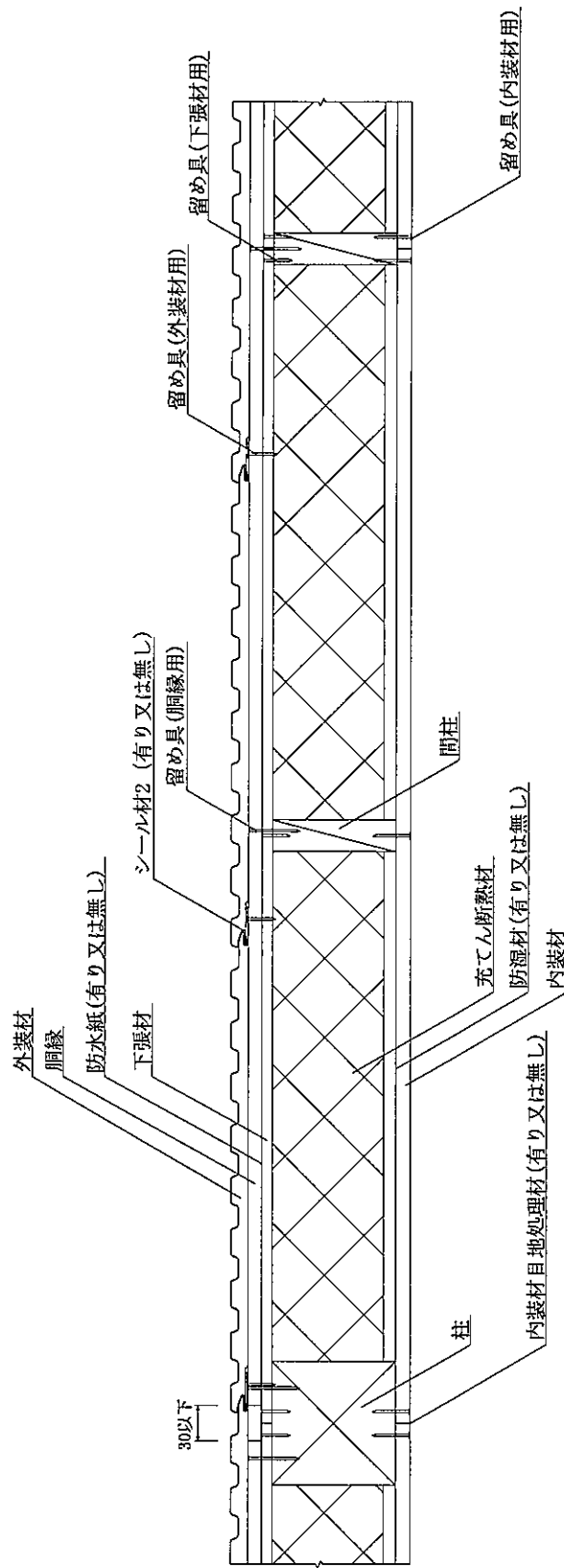
鉛直断面詳細図

タイプ2



鉛直断面詳細図

単位：mm



水平断面詳細図

5. 標準施工方法

1) 下地の施工

柱、間柱は、不陸のないように土台に垂直に 500 mm 以下の間隔で配置する。

2) 当て木の施工

下張材又は内装材の目地に当て木を置いて補強しても良い。その際、当て木は留め具(当て木用)を用いて柱、間柱の側面に取り付ける。

3) 下張材の施工

下張材は、柱及び間柱に留め具(下張材用)を用いて外周部 200 mm 以下、中間部 200 mm 以下の間隔で留め付ける。

4) 防水紙の施工

防水紙を使用する場合は、留め具(防水紙用)を用いて留付けるかステープル、テープ等を用いて仮留めする。

この際、防水の万全を期すために重ね代は 90 mm 以上とし、必要に応じてテープを貼り付ける。

5) 胴縁の施工

胴縁は、柱、間柱に対して直交させ 500 mm 以下の間隔で配置し、留め具(胴縁用)を用いて柱、間柱に当たる部分に留め付ける。

通気を考慮するならば、柱上で胴縁を切り離し 30 mm 以下の隙間を設ける。

6) 下端部の水切・スターターの施工

下端部の水切・スターターを使用する場合は、壁面の下端となるところに土台と平行に留め付ける。

7) 外装材の施工

[実部打ちの場合]

外装材は、留め具(外装材用)を用いて胴縁に留め付ける。次に二枚目のメス部を一枚目のオス部に差し込み、二枚目のオス部を留め具(外装材用)を用いて胴縁に留め付ける。この際、防水の万全を期すためには、二枚目のメス部を一枚目のオス部に差し込む前に、横目地部上下の一枚目のオス部と二枚目のメス部の隙間をシール材 2 でシールする。三枚目以降順次繰り返して連続した壁面を形成する。なお、脳天打ちを併用しても良い。

[共打ちの場合]

外装材は、留め具(外装材用)を用いて胴縁に留め付ける。次に二枚目のメス部を一枚目のオス部に差し込み、その重なり部分を留め具(外装材用)を用いて胴縁に留め付ける。この際、防水の万全を期すためには、二枚目のメス部を一枚目のオス部に差し込む前に、横目地部上下の一枚目のオス部と二枚目のメス部の隙間をシール材 2 でシールする。三枚目以降順次繰り返して連続した壁面を形成する。なお、脳天打ちを併用しても良い。

8) 外装材の目地処理

横目地部は、目地部役物を留め具(目地部役物用)を用いて胴縁に留め付ける。次いで、その上に外装材を留め付ける。その際、防水の万全を期すためには、目地部役物と外装材との隙間を目地材でシールする。

9) 充てん断熱材の施工

充てん断熱材は、柱・間柱間の下張材へ吹付ける。吹付ける際は、厚みのむらが生じないように吹付ける。

吹付け後、必要に応じて整形を行う。吹付け厚さ等について、吹付け時又は吹付け後に現場にて適切な範囲内にあることを確認する。

なお、施工においては、ウレタンフォーム工業会の品質自主管理基準により管理する。

10) 防湿材の施工

防湿材を使用する場合は、留め具(防湿材用)を用いて留付けるかステープル、テープ等を用いて仮留めする。

この際、防湿の万全を期すために重ね代は 30 mm 以上とし、必要に応じてテープを貼り付ける。

11)内装材の施工

内装材は、留め具(内装材用)を用いて外周部200mm以下、中間部200mm以下の間隔で留め付ける。目地部には、必要に応じて内装材目地処理材を施す。